

## 特定事業所集中減算の正当な理由の範囲

### 1 いずれかに該当する事業所

- ① 特別地域加算を算定している
- ② 平均居宅サービス計画数20件/月以下である
- ③ 対象サービスごとの平均居宅サービス計画数10件/月以下である
- ④ 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に各サービス事業所数が5事業所未満である

### 2 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した、①～②のいずれかに該当するプランを除いて再計算すると80%以下となる場合

- ① 紹介率最高法人の法人の訪問介護事業所のうち、特定事業所加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれか)を算定している事業所を記載しているプラン
- ② 各サービスの紹介率最高法人のうち、当該年度を含めて3年度以内に福祉サービスの第三者評価を受審し、その結果を独立行政法人福祉医療機構の WAM-NET に公表しており、その項目のうち、a 評価が50%以上の事業所を位置づけたプラン

### 3 その他正当な理由と市長が認めた場合

- ① 判定期間中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等により引き受けざるを得なかった利用者のプランのうち、紹介率最高法人の事業所を位置付けたプラン
- ② 市町村等行政機関(地域包括支援センターを含む)から、高齢者虐待などの困難事例の計画作成の依頼を受けた場合の利用者のプランのうち、紹介率最高法人の事業所を位置づけたプラン
- ③ 災害等のやむを得ない理由により、サービスを提供できる事業所が限定された等の利用者のプランのうち、紹介率最高法人の事業所を位置づけたプラン
- ④ 通所介護・地域密着型通所介護のいずれかについて、紹介率最高法人の事業所を選んだ理由が、居宅介護支援事業者の通常の事業実施地域内において、利用者の居宅からおおむね半径3km以内に、紹介率最高法人の事業所以外に他の事業所がないということが、アセスメント又はケアプラン等に明記されている者のケアプラン
- ⑤ 紹介率最高法人の訪問介護事業所のうち、通院等乗降介助を算定する事業所があり、通院等乗降介助を記載しているケアプラン